

檜枝岐村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

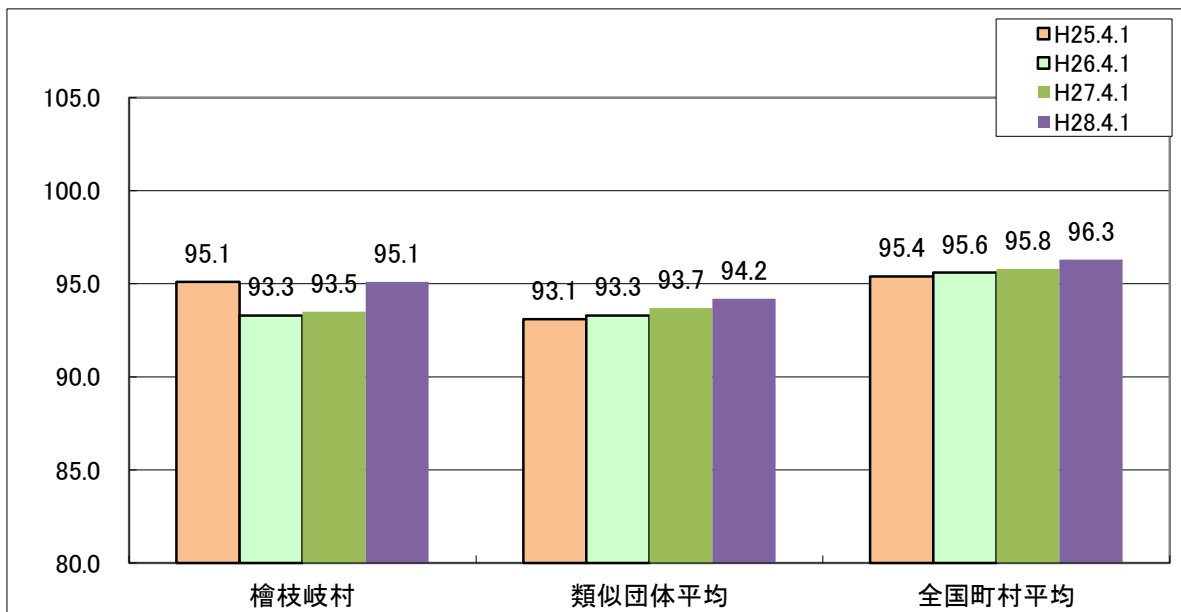
区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 26年度の人件費率
	(平成28年3月末)	A		B	B/A	
27年度	人 588	千円 1,861,367	千円 90,474	千円 349,520	% 18.8%	%
						17.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A	
27年度	人 36	千円 111,612	千円 16,218	千円 42,064	千円 169,894	千円 4,719	千円
							5,424

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す数値である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

給料表の見直し

〔実施・未実施〕

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.2%引下げ。激変緩和のため、2年間（平成29年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
檜枝岐村	38.8歳	279,200 円	304,300 円	304,300 円
福島県	42.7歳	331,000 円	416,157 円	- 円
国	43.6歳	331,816 円	- 円	410,984 円
類似団体	41.6歳	295,805 円	338,210 円	322,016 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
檜枝岐村	46.1歳	3 人	233,300 円	264,900 円	264,900 円
福島県	54.3歳	243 人	356,000 円	397,364 円	- 円
国	50.4歳	2,876 人	287,447 円	- 円	329,358 円
類似団体	49.2歳	5 人	270,982 円	292,247 円	281,193 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区分		檜枝岐村	福島県	国
一般行政職	大学卒	182,400 円	188,400 円	176,700 円
	高校卒	149,400 円	153,200 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	143,500 円	150,800 円	-
	中学卒	135,500 円	142,300 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	-	-	-
	高校卒	-	-	-
技能労務職	高校卒	-	-	-
	中学卒	-	-	-

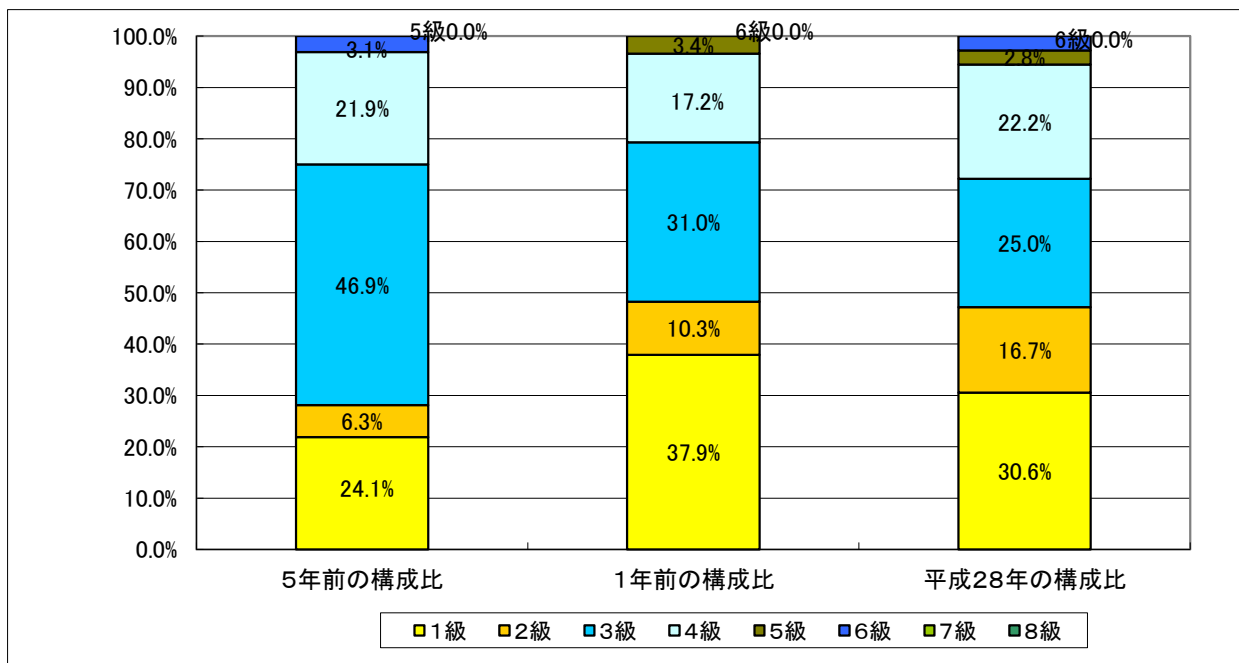
※各区分とも該当者が少人数のため個人が特定されるため掲載しない

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	(特因) 課長	1人	2.8%	325,800円	424,100円
5級	(因) 課長	1人	2.8%	294,200円	404,900円
4級	課長・主幹・課長補佐	8人	22.2%	267,000円	393,300円
3級	主任主査・主査	9人	25.0%	233,200円	358,200円
2級	副主査	6人	16.7%	196,500円	311,100円
1級	主事	11人	30.6%	144,800円	253,000円

(注) 1 檜枝岐村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映状況	檜枝岐村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

檜枝岐村		福島県		国	
1人当たり平均支給額(27年度) 1,168 千円		1人当たり平均支給額(27年度) 1,718 千円		-	
(27年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.60 月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.60 月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成28年4月2日から 平成29年4月1日までに おける運用	檜枝岐村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当(28年4月1日現在)

檜枝岐村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額 6,096 千円			0 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		175 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		58,400 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		8.0 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
村営事業所に勤務する職員の特典勤務手当	観光施設事業所に勤務したとき(5月~10月)	左記業務に従事した職員	《月額》 支配人 20,000円 主任主査 18,000円 主査以下 15,000円
伝染病防疫作業職員の特殊勤務手当	伝染病が発生、又は発生するおそれがある場合において防疫作業に従事したとき	左記業務に従事した職員	《日額》 700円
火葬業務を行う職員の特殊勤務手当	火葬作業に従事したとき	左記業務に従事した職員	《日額》 5000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	1,551 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	43 千円
支給実績（26年度決算）	2,935 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	98 千円

(5) その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（支給額） 配偶者等 13,000円等	同じ	-	6,610 千円	220,333 円
住居手当	《借家・借間》 月額9,500円を超える家賃を支払っている職員に対し100円から27,000円	異なる	支給要件、支給額	1,435 千円	143,500 円
通勤手当	《交通機関等の利用者》 61,000円まで全額、61,000円を超えた場合その超えた額の2分の1の額を61,000円に加えた額 《自動車等の使用者》 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が2km以上であるとき2,500円から48,400円	異なる	支給要件、支給額	230 千円	115,000 円
管理職手当	総務課長 給料月額の10%に相当する額 その他課長・支配人 給料月額の9%に相当する額 主幹 給料月額の8%に相当する額 課長補佐職 給料月額の6%に相当する額を支給	異なる	支給要件、支給額	1,840 千円	184,000 円
宿日直手当	《宿直》4,000円/回 《日直》4,800円/回	異なる	支給額	2,168 千円	83,385 円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	村 長	728,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額
	副 村 長	582,000 円	840,000 円 / 230,400 円 705,000 円 / 385,000 円
報酬	議 長	291,000 円	395,000 円 / 120,000 円
	副 議 長	225,000 円	310,000 円 / 115,000 円
	議 員	203,000 円	290,000 円 / 100,000 円
期末手当	村 長	(27年度支給割合)	
	副 村 長	3.10 月分	
	議 長	(27年度支給割合)	
	副 議 員	3.10 月分	
退職手当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 村 長	48/100×在職月数×給料月額	1,677万円 任期毎 810万円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48ヶ月）勤めた場合における退職手当の見込額である

6 職員数の状況

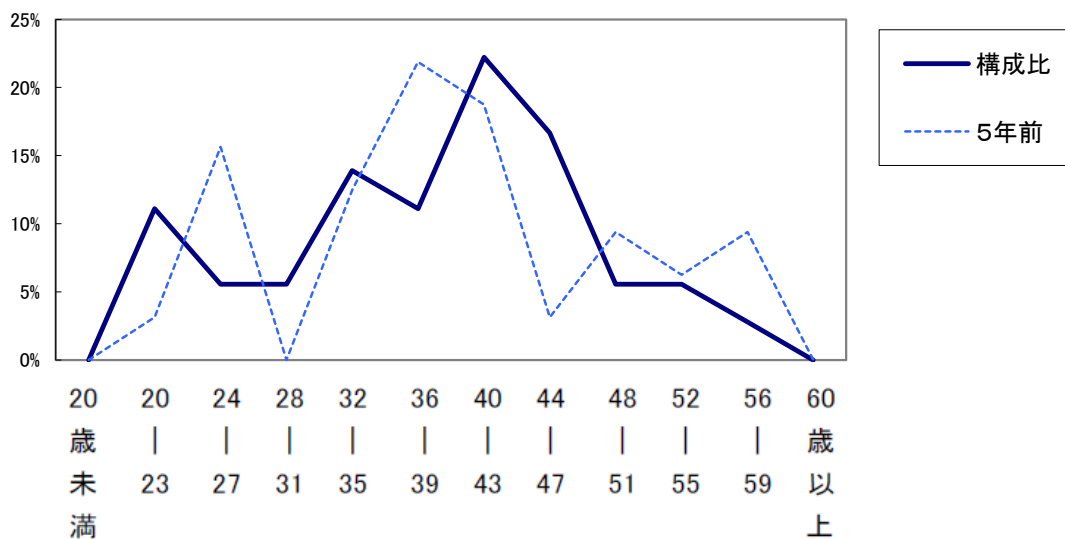
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年	平成28年		
普通会計部門	総務	8	7	-1	異動による減
	税務	2	2		
	民生	2	2		
	衛生	8	7	-1	
	農水	2	2		
商工	6	6			
土木	3	3			
	計	31	29	-2	《参考》 人口1万人当たり職員数493.19人 (類似団体の人口1万人当たり職員数204.17人)
	教育部門	5	5		
	小計	36	34	-2	《参考》 人口1万人当たり職員数578.23人 (類似団体の人口1万人当たり職員数242.47人)
公営企業会計部門	その他	8	8		
	小計	8	8		
合計		44 [45]	42 [45]	-2	《参考》 人口1万人当たり職員数714.28人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(28年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	2人	2人	5人	4人	8人	6人	2人	2人	1人	0人	36人

(3) 職員数の推移

区 分 部 門	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	24	29	30	31	29	5(20.8%)
教育	3	3	3	5	7	4(133.3%)
普通会計	30	32	33	36	36	6(20.0%)
公営企業等会計	7	8	8	8	7	0(0%)
総合計	37	40	41	44	43	6(16.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

